

第 1087 回教育委員会 会議録

令和 2 年 8 月 24 日

15:30~16:35

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1087 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、武田委員と山川委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

⑤議 事

<菅間教育長>

これより議事に入ります。

議第 1 号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和 3 年度使用教科用図書の採択について」、特別支援教育課長及び高校教育課長より、説明願います。

<特別支援教育課長>

議第 1 号については、山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和 3 年度使用教科書を案のとおり採択していただきたく、お諮りするものです。

2 ページの資料 1 を御覧ください。県立学校の教科用図書の採択に関する基本方針は I にあるとおり、学校で選定したものの中から教育委員会が審査し、採択することになります。本日は、II にある「本年度のこれまでの経過」の「7 教育委員会に令和 3 年度使用教科用図書の採択について付議」にあたります。

はじめに資料の確認をさせていただきます。3 ページから 14 ページまでが山形県立特別支援学校の小学部、中学部における令和 3 年度使用教科用図書採択案でございます。15 ページから 16 ページの資料 2 になりますが、採択に関わる法的根拠と各学校の選定結果の特徴や選定校の多い一般図書となっております。17 ページについては、令和 3 年度使用山形県立中学校教科用図書採択案となっております。

それでは、特別支援学校において選定された図書について説明いたします。3 ページを御覧ください。小学部の選定になります。「1 文部科学省検定済教科書」は、文部科学省の検定を経た教科書になります。

山形盲学校、ゆきわり養護学校など6校で選定しております。

4ページをお開きください。「2 文部科学省著作教科書」については、(1) 特別支援学校 視覚障害者用教科書<点字版>になります。これは検定済教科書を点字訳した教科書であり、山形盲学校で選定しております。(2) 聴覚障がい者用教科書は、山形聾学校及び酒田特別支援学校の聴覚障がい部で選定しております。(3) 知的障がい者用教科書は、小学部では星が一つから三つまであり、内容が段階的になっております。村山特別支援学校山形校など6校で選定しております。

5ページから7ページまでが、一般図書になります。児童・生徒の実態に応じ、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書以外の市販の一般図書を使用するもので、知的障がいの重い子ども達あるいは聴覚障がいの児童・生徒用に選定しております。文字だけでなく図や絵、写真等の視覚的情報が豊富で、今年度は小学部で発行者39者、図書158種を選定しております。

8ページは山形県教育委員会が作成した「令和3年度用 特別支援学校(特別支援学級)用 一般図書一覧」に掲載していない部分での点字教科書あるいは拡大教科書でございます。拡大教科書については、検定本と同じ内容のものを拡大している教科書であり、山形盲学校が選定しております。

続いて、9ページから14ページが中学部の選定になります。小学部同様となっておりますが、特に「2 文部科学省著作教科書」の中学部の知的障がい者用教科書については、国で新たに5つ星まで作成しております。

11ページから13ページまでが一般図書で中学部用について、酒田特別支援学校など7校で発行者42者、図書128種を選定しております。

16ページをお開きください。資料2の「5 選定校が多い一般図書について」を御覧ください。小学部に選定率が高くなっているものの一つに「お手本のうた付き! どうよううたのえほん」があります。先ほど皆様から御覧いただいたと思いますが、この選定率が高くなっており、その選定理由としては、歌詞付きの曲を聞くことができること、身近な童謡を自分で選択して聞くことや歌うことができる理由により12校での選定となっております。

また、中学部で選定率が高くなっているものの中に、「おてつだいの絵本」があります。この教科書では、様々なお手伝いがイラストで描かれており、生活の振り返りや手伝いのきっかけになるとの理由により6校で選定されております。

以上で特別支援学校より選定されたものを審査し、採択案とさせていただきます。

<高校教育課長>

次に、県立中学校について、説明させていただきます。県立東桜学館中学校は、併設型中高一貫校の中学校ということで、その教科書の採択について義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項において、学校ごとに採択を行うものとあります。東桜学館校内

に教科書選定委員会を設置いたしまして、学校の教科書選定基準に基づき使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めて参りました。

それでは東桜学館中学校で選定した教科書について御説明いたします。議1-17ページの採択案を御覧ください。「1 教科用図書選定の観点」に記載してあるとおり、東桜学館の理念である「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために、協働的な学習や探求型学習を推進するのに適しているか、東桜学館中学校の学習の特色であるICTを活用した活動を行うことで自律的に活動する力、多様な人々と協働できる力、持続可能な未来を創造できる力を育成するのに適しているかを選定方針とし、「2 教科用図書選定結果」といたしました。

また、教科ごとの具体的な選定理由や今回採択された教科書はあらかじめ御覧いただいたとおりとなっております。

中学校については、今年是新学習指導要領の趣旨を踏まえて、教科書が改訂された年となっております、本日採択された教科書を令和3年度から6年度まで4年間使用することとなります。数学においては、高校の内容を約70時間分先取りして学習することとしており、3年生の数学において高等学校用の教科書を使用することになります。こちらの教科書については、発展的な問題を取り組ませるような配慮が見られ、主体的な学習に適しているだけでなく、文章や図表による注釈にも、より理解の幅を膨らませる工夫や各単元で数学の歴史を紹介する等の数学の面白さを理解させる工夫があり、数学の学びを一層深化させることができるという理由により、選定しております。

以上のように、事務局では各種法令、教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定理由となっているかを審査いたしました。その結果が議第1号の「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和3年度使用教科書案」でございます。令和3年度使用教科用図書として採択をよろしくお願い申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「特別支援学校の校舎等整備計画について」、特別支援教育課長より説明願います。

<特別支援教育課長> 議第2号「特別支援学校の校舎等整備計画について」、御説明いたします。議2-1を御覧ください。本件については平成25年4月に策定

した「山形県特別支援学校再編・整備計画」の方針に従い、残された課題と長期的な課題に対応するとともに特別支援教育の一層の充実を図る必要があるため、提案するものでございます。

続いて、議2-2を御覧ください。6月の教育委員会で御説明させていただいた特別支援学校の校舎等整備計画案について、7月1日から28日まで意見募集を実施いたしました。いただいた御意見を踏まえて、計画に盛り込んだ内容は議2-2にあるとおりでございます。上山高等養護学校と山形盲学校の改築について、計画本体9ページの「(3) 具体的な整備」の四角で囲んだところの下になりますが、その施設面について御意見があったことから、それまでは「2校を併置する意味」としていたところでございますが、そこを「新しい学校のイメージ」と改め、より具体的に学校の内容がわかるようにしたところが盛り込んだ内容になります。2つの学校は知的障がい教育と知覚障がい教育の専門性をそれぞれ活かし、障がいの特性に配慮しながら、個別の学びと集団の学びの両面の教育が効果的に行える学校としていきます。

山形盲学校の在籍者数が現在著しく減少しており、今年度も在籍者が幼稚部から高等部専攻科まで含めて14名という状況でございます。今後も同数程度で推移するという見込みがございますので、子ども達の社会性を育成するための集団学習を確保するということが課題となっております。その意味でも2校が連携協力して新たな集団の活動に取り組み、互いに関わり合いながら相互理解や社会性を育むということが期待できると考えております。

また、これまで両校が培ってきた地域とのつながりがございますが、これまで以上に学校を地域に開き、地域住民や周辺市町の方々に来校していただける学校にしていきたいと思っております。例えば、山形盲学校の専攻科では按摩マッサージや鍼灸のコースがございまして、臨床実習として現在も地域の方がおいでになっております。その点については、もちろん引き続き行いながら、充実したものにしていきたいと思っております。上山高等養護学校では、作業学習の一環として喫茶サービスの形式で人と接するという学習もしておりますので、その点についても充実していきたいと考えております。

この他に6月11日に御説明した内容に大きな変更点はございません。なお、意見募集の主なものとしては、「分校整備については保護者や地域住民への丁寧な説明を行うこと」、「老朽化校舎の改築については、それぞれの特性に配慮して安全安心な校舎を建築すること」等が挙げられているところでございます。以上、「特別支援学校の校舎等整備計画」について、よろしく願いいたします。

<菅間教育長>

ただ今の説明について御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第3号「令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> 資料の議3-1及び3-2ページを御覧ください。令和3年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について御提案申し上げます。東桜学館中学校については、県内初の併設型中高一貫校として平成28年度開校いたしました。6年目を迎える令和3年度県立中学校選抜基本方針については、令和元年8月に本教育委員会において決定し、公表しているところでございますが、これに基づき、このたび正式に募集公告を行うものでございます。なお、令和2年度入学者募集から日付等の変更はありますが、内容についての変更はございません。
- 議3-2ページをお開きください。募集内容について、改めて御説明いたします。表にお示ししたとおり入学定員は1学級33人の3学級で99人としております。男女別の内訳は同数程度としております。
- 入学志願要項の「1 志願資格」についてですが、(1)①にあるとおり令和3年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者が基本となります。(2)には、県外からの受験等について県教育長が特別に志願を承認した者の具体例を掲載してございます。
- 「2 通学区域」については、県下一円としております。
- 「3 出願に必要な書類」については御覧いただいております(1)、(2)のとおりでございます。提出期間は令和2年11月30日から12月4日午後3時までとしております。
- 「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてですが、選抜の資料は小学校が作成する調査書と県教育委員会が実施する適性検査、作文及び面接の結果を用いることとしております。その実施日は令和3年1月9日に県立東桜学館中学校・高等学校で実施し、選抜結果通知書は1月14日に発送いたします。その他の詳細については、「5 その他」にあるとおり9月中旬に完成予定の入学者選抜実施要綱でお示ししますが、これについては、9月26日と27日に実施する中学校入学者選抜出願手続き説明会で保護者の皆様に周知して参ります。
- 以上、よろしく御審議お願いいたします。なお、御承認いただいた後には、8月28日発刊の県公報に登載し、公告する予定であります。
- <菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。
- <山川委員> 東桜学館高校の募集定員で東桜学館中学校からの進学者を何名にするのかというのは、教育理念等を踏まえた上で、決定されておりますが、心配しているのは、東桜学館中学校の志願倍率は2倍程度となっている一方で、東桜学館高校の志願者はここ数年、定員と同数程度という状態にあるということです。その分析は行っているのでしょうか。

東桜学館中学校で実施している先取り学習は、中高一貫の中で学習すること自体、悪いことだと思っているわけではないのですが、その特色を出すほど、入学時により学習進度に差がついているため、高校から入学する生徒や保護者から不安だということが意見として上がってきているのではないかと思います。

このような状況を踏まえ、現状のままで良いのか、それとも例えば定員変更を検討するのかという議論が必要だと思います。教育委員会の場ではほとんどこのような議論が行われていないのですが、今後のことを考えると心配だと思います。検討するのは時期尚早だという考え方ももちろんあると思います。何でも変えた方が良いということではなく、問題があるのではないかと考えています。これについてはいかがですか。

<高校教育課長>

いわゆる内進生と外進生の動機や向学意欲の問題とお聞きしました。それぞれのカリキュラムに合わせて、それぞれの生徒達の学力を伸ばすよう学習指導を行っているつもりではございますが、ただいま発言いただきましたように、高校入試段階での志願倍率が必ずしも高くないということについては、十分に分析すべき問題と考えております。学校では、学校関係者評価委員会等でも各方面からの御意見もいただきながら、学校運営を行っておりますが、教育委員会としても、御指摘いただいた問題について、今後分析を行う必要があると考えたところでございます。

<菅間教育長>

そのほかございますか。

<武田委員>

気になったことがあります。一般の方は「21世紀型の能力」という表現では分かりにくいのではないかと思います。これから何が必要になるのか、なにが求められているのかがわからないと思います。

東桜学館はなぜ設置されているのか、どのような子どもを育てようとしているかという魅力にまだつながっていないと思います。子ども達の未来にとってどのような影響を与えるのかという見通しが見えていないのが原因ではないかと思います。

私は他県のオンライン会議に参加しておりますが、現在では、このような会議に参加したいと思えば、参加できる機会は多くなっております。このような機会を作ることは、教育への関心を高めていくことにつながっていくのではないかと考えています。

<高校教育課長>

東桜学館高校では、御存じのとおりSSHといった取組みを推進しながら、その研究成果の発表機会を設けておりますが、中学校については、探求型学習の発表に積極的に参加いただきまして、子ども達の様子を県民に見ていただく機会を教育委員会としても設けてきたつもりではございますが、ただいまオンラインという示唆に富む御提案をいただきました。学校にもお伝えしながら、検討を進めてまいりたいと思います。

<武田委員>

参加しているセミナーの内容やイベントの出席者が非常に良いもの

になっております。イベント等の出席者に魅力的な方を集め、今の時代を反映した内容に取り組んでいるということが地域の方にも明確にわかるような形になっているので、ぜひ調べていただければと思います。

<菅間教育長> 学校の説明会の参考にとということでしょうか。

<武田委員> 探求型学習等のこれから必要なものの参考にとということです。ICTやSDGsについて、わからない方もおられると思いますので、そこを育てていかないと、教育に取り組んでいこうという流れになっていかないとと思います。

<菅間教育長> ただ今、御発言いただいたことと山川委員からあった学校の魅力化あるいは学校が目指していくものつながりの中で、教育委員会の方向性を見ていただくことが重要だと思います。前の年と同じにならないよう気を付けるという意味では、良い御意見をいただいたと思います。来年度入学生が入ると、中高一貫教育校として完成することになりますので、今はまだ、内進生と外進生が一緒にいる学年は2つの学年だけなのですが、2年目のところで定員に満たなくなりそうだったということがありますので、原因を考えながら、対策を考える必要があると思います。

<菅間教育長> 他にございますか。

<涌井委員> 東桜学館では、内進生と外進生が同じクラスになるのですが、実情として、文系はすべてミックスクラスですが、理系は3クラスがある中でミックスクラスは1クラスだけです。学力差、この学力差は一つとして内進生と外進生の学力差というものもありますが、内進生の中でも学力差というものがあって、先生方はこれらの学力差に苦勞されています。1年生のミックスクラスでは、前年度での教訓を踏まえて、使用している教科書も前年度とは異なる教科書を使用する等を行っているようで、非常に苦勞されていると感じています。

また、学校から、教育庁で作成した「東桜学館の生徒にはこのような若者に育ってほしい」という資料が配布されているようです。私としては学校や教育庁の思いが詰まっているということは分かりますが、生徒や保護者の方が本当に理念や目的を理解しているかという疑問に思うときはあります。学校の魅力に伝えるのが、なかなか難しいと感じているところです。山川委員が発言されたように、問題意識を持つべきだと思っており、宮城県の仙台二華中の仙台第一、仙台第二への進学率を見ると、本県もこのようになるのかと感じております。数学をとっても、大学入試を見据えた先取り学習という方法はあると思うのですが、そうではない在り方も中高一貫校の場合はあるのかもしれないと思います。難関大に多くの生徒を入りたいのか、それとも探求型学習を充実させることで山形県発展に尽力する人材を育てたいのかが分からなくなってきている部分もあるのかなと感じました。

- <菅間教育長> 様々な考えがあると思います。非常に注目を浴びている学校でもあるので、学校としてはSSH等を取り入れながら、目指しているところ、進もうとしているところを、これまでも県民に伝わるよう取り組んできましたが、これをさらに進めていきたいと思います。
- <菅間教育長> 他になければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第4号「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> 資料の議4-1及び4-2を御覧ください。令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について御提案申し上げます。東桜学館中学校入学の第7期生となる現小学校5年生が対象となる入学者選抜基本方針です。
- 毎年8月にその年度の募集公告と次年度の基本方針を決定することとしております。議4-2を御覧ください。令和3年度の基本方針からの変更点は、年次等の変更のほかに出願受付期間、適性検査等の実施日について、曜日を固定していることから令和2年度からの日付が変更となっております。次に、4の選抜結果通知書の発送については、採点業務を適正かつ円滑に実施できる日程を確保するためにこれまでは木曜日としておりましたが、1日遅らせて金曜日といたします。その他については、基本方針の内容に関して変更点はございません。
- 以上、よろしく御審議お願いします。
- <菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。
- <菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次の議第5号から議第7号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

⑤閉 会

<菅間教育長>

《 議第5号から議第7号は秘密会にて審議 》

これで、第1087回教育委員会を閉会いたします。